

広島県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十七年一月二十三日次のとおり認定した。

平成二十七年二月五日

広島県労働委員会会長 河野 隆

昭和四十一年広島県地方労働委員会告示第三号の一部を次のように改正する。

本文中「または」を「又は」に、「つぎ」を「次」に改める。

表を次のように改める。

尾道市水道局

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
水道局	局長 課長 係長（庶務又は経理を担当するものに限る。） 専門員（労務を担当するものに限る。） 主任（労務を担当するものに限る。）